

和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合から平成21年1月15日付けで申請のあった規約変更について、平成21年1月20日付けで許可しましたので、同条第5項の規定により公表します。

【許可の内容】

高齢者の医療の確保に関する法律施行令が、平成20年9月24日で全部改正されたことに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定を変更するもの。